

## 鶴岡市立図書館対面朗読事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鶴岡市立図書館（以下「図書館」という。）において、視覚障害等で図書等を読むことが困難な市民に対して、対面朗読を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 対面朗読の対象者は、市内に在住するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 視覚障害による身体障害者手帳を有する者
- (2) 活字による読書が困難である者
- (3) 前2号に規定する者のほか、図書館長が特に必要と認める者

### (対面朗読の申込みと登録期間)

第3条 対面朗読を利用しようとする者は、対面朗読登録申込書（様式第1号）を図書館長に提出しなければならない。

- 2 登録期間は対面朗読登録申込書を提出した日から当該提出した日を含む年度の末日までとし、継続を希望する者は対面朗読登録申込書を再度提出し更新するものとする。ただし、登録内容に変更がない場合、本人確認書類の提出により登録期間を更新できる。

### (協力者)

第4条 対面朗読は、無償ボランティアである対面朗読協力者（以下「協力者」という。）が実施する。

- 2 協力者として登録することを希望する者は、対面朗読協力者申込書（様式第2号）を図書館長に提出しなければならない。
- 3 登録期間は対面朗読協力者申込書を提出した日から当該提出した日を含む年度の末日までとし、継続を希望する者は対面朗読登録申込書を再度提出し更新するものとする。ただし、登録内容に変更がない場合、本人確認書類の提出により登録期間を更新できる。
- 4 協力者はボランティア保険に加入するものとし、当該ボランティア保険の費用は市が負担するものとする。
- 5 協力者は、活動の際に知り得た利用者の秘密を他に漏らしてはならない。

### (実施内容)

第5条 対面朗読は、利用を申し出た者（以下「利用者」という。）に対し、希望する資料を口頭で読み上げることにより実施するものとする。

- 2 利用者は事前に対面朗読を希望する日時及び資料の名称を図書館に伝え、図書館は協力者との日程調整を行う。
- 3 対面朗読は利用者1人につき1月当たり2回までとし、1回当たりの時間は1時間30分以内とする。
- 4 対面朗読を利用することができる時間は、開館日の午前10時から午後4時30分までとする。

5 対面朗読は、図書館長が図書館本館内において指定した場所で実施する。

6 対面朗読の対象となる資料は、図書館所蔵資料とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、図書館長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年1月28日から施行する。